

## 集住都市会議議事録

### 外国人集住都市会議（豊田市）教育部会についてのレポート

#### 1. 各市の取り組みから

##### ①美濃加茂市

外国人の総人口比が 8.66%。まちづくり推進室では、日系ブラジル人 5 名で、日系人の相談業務に従事

集住地域の小学校では、国際化推進地域センター校を設置し、国際教室を実施。

市民と行政との共同による政策フォーラムとして、美濃加茂政策フォーラムがある。

その中で、多文化共生の教育作りを提案

##### ②太田市

ブラジルの文化活動への支援の充実が必要。

教育：日本人と同じように同じ環境で教育してきた

そのため、低位な教育達成（不就学、高校受験失敗、高校中退など）

→その改善のため、現在特区申請を行った。

たとえば、日本の教員免許を持たないブラジル人を雇用できるよう特区申請

また、Saturday School を開設し、落ちこぼれた子どもの補習教室を行う

土曜日だけの学校ではなく、preschool も実施を検討中。

つまり、保育園の時点で教育を保障しようとするもの。

##### ③富士市

人口 24 万人。近年日系人が増加。現在 5000 人。

2000 年 1 月に、国際交流ラウンジ懇話会を設置。その後、国際交流ラウンジの開設。そのなかで、生活相談、日本語教室を実施。

国際交流ラウンジ内では、外国籍生徒の教育環境の整備について、母親を集めての意見交換の機会を持ってきた。そのなかで、諸課題が提起され、議論されてきた。

##### ④可児市

外国人人口 5700 人、総人口の 5.78%。うち、ブラジル国籍が 76%。

2000 年 9 月から、日系ブラジル人 2 名を採用し、ポルトガル語の広報誌を月に 2 回作成。

国際交流協会では、相談事業を行い、外国人への相談窓口を開設。

外国人の子どもの実態調査や小中学校での日本語学習サポートを行う。

教育委員会では、担当者会議を開催。各学校への巡回指導を行う。

来年度は、preschool や奨学金制度の充実を検討。

#### 2. 豊田宣言への各市、国のコメント

##### ①美濃加茂市

企業との連携が大切。不就学の実態を適切に把握する全国調査の実施が不可欠。

##### ②太田市

外国籍の子どもたちの中には、教育について意識の高い子どもたちがいる。しかし、現状の日本の教育制度は、そういった子どもたちの努力する芽をつぶしてしまっている。そういう教育体

制は変えるべき。

外国人の多い学校には、加配教員が配置される。しかし、外国人の子どもたちを対象とした加配教員は、指導力の不足している教員が多いという認識を現在持っている。

もともと、外国語を母語とする子どもたちへの指導スキルのない教員を加配されてもあまり意味がない。そのため、ブラジルの教員資格を持つ教員を雇い、ポルトガル語で授業を行う必要があるのではないか。

### ③富士市

富士市の外国人人口は、全人口の2%。他都市に比べて少ない。

自分の市は、取り組みとして他のしには及ばない。今後積極的に取り組んでいきたい。

外国人の子どもを対称とした教育は、現在、国際交流ラウンジを中心に実施。

現状では、外国人の子どもの学習支援は、ボランティアへの依存度が高い。

### ④可児市

以前、可児市では不就学の実態調査を行ったところ、就学は60%程度、不就学は数%、不明が20%程度であった。多くの不明者が出てしまうのは、外国人登録制度の大きな欠陥ではないか。

また、外国人学校の法的位置づけや、日本人学校との連携のあり方について、検討中。

可児市は、今後も教育実態調査を継続。これは、自治体で対応できる分野だから。

国も実態を把握し、教育制度の改革が必要。

また、国際交流協会の取り組みのいっそうの充実が必要。

### ⑤文部科学省の課長補佐の見解

近年、文科省でも集住地域の視察を行っている。外国籍の子どもたちの教育は、文科省も重要な行政課題として認識している。

日本人と同様の教育が受けられるよう周知徹底する。

#### その際のポイント

(1) 日本語指導の充実：日常会話はできるが、学習活動に必要な日本語の能力が不十分。

教科学習に必要な日本語教育カリキュラムの策定→JSLカリキュラム（小学校版）→その周知徹底、中学校版については現在検討中。

#### (2) 不就学対策

いずれの学校にも行っていない外国人がいることも文科省は承知している。調査対応策は、全国一律は不適切なため、集住地域を中心にその自治体と協力して調査を進めたい。文科省でも、不就学関連で予算を計上中。

### ⑥質疑

太田市長：

実態調査よりも bilingual 加配教員を文科省はまわしてほしい。フリースクールの充実

文科省：日本語指導の先生の中には、教育実践の中で外国語を学習している教員がいる。それで十分対応が可能。

### ⑦文化庁の見解

文化部国語課→外国人に対する日本語教育が業務の1つ

地域の日本語教育充実のための事業→日本語教育のコーディネーター支援の研修、ハンドブック

の作成などを実施。親子の日本語教室は全国 17箇所で実施、効果を上げている。

子どもに対する教育は、親への意識を変えることが大切。学校に子どもを通わせる親の意識の促進が重要。サロン的・心の居場所的機能を担う。

親子の日本語教室、ボランティア研修→各市の国際交流協会と協力して実施。

地域の子どもの居場所作りの推進については、文科省、文化庁も行っている

この施策は、必ずしも外国人の子どもに限定した取り組みではないが、これを外国人の子どもにも応用してはどうか。地域の企画に対して文科省が支援を行うもの。

例：日本人と外国人が一緒に言葉を学ぶ。スポーツ交流、異文化体験などのプログラム。

こうした事業の背景

保護者のしっかりした教育観が重要。子どもの日本の学校への適応に際し、たとえば、ある子どもが小学校で最初いじめにあったけれども、その後日本人の友人ができたことで、日本語の習得が進んだという報告がある。

→外国人の子どもの適応、ケア→日本人との友人関係が重要

### 3. 文科省、文化庁との質疑応答

・司会の質問：施策の実現可能性、現状認識についてはどうか。

文科省：現状認識では共通している（日本語能力のない子どもの存在、不就学問題）

集住都市会議で提起した国への課題は、基本的に国の認識、課題と共通するもの。

文化庁：提案された諸項目については理解できる

・太田市長からの提案：バイリンガル教員の効果はとても大きい。外国語のできない加配教員がその場で外国語を学ぶのでは、不十分。

文科省：母語を使った教育指導は重要と考えている。外国で教員免許を取った人を、日本の教員免許に読み替えることは、制度上可能。

太田市：私の市では、外国で教員免許を取った人を日本の公立学校で採用するために、独自に特区申請を行ったが、それは必要なかったということか。

文科省：その件については、よくわからない。

・司会：外国人学校への支援はどうか。

文科省：6月の制度改革で、各種学校の設置認可要件を緩和した。これまで、各種法人として認可されるためには、自前の施設を用意しなければならなかつたが、すべての施設を他の機関から借用してもいいことになった。

外国人学校の法的地位の安定化については、この場ではなんともいえないが、実際の認可は都道府県が行うため、都道府県に適切な対応をしてもらうことを期待する。

可児市：教育は、県への権限の委譲が強い。また、県は国への依存が強い。末端市町村は、教育に関して権限がなくてとても困っている。

## 集住都市会議議事録

・司会：多文化共生教育については、どのような見解を持っているか。

文科省：学習指導要領の中では、海外から帰国した生徒に言及している。それを外国人にも適用することは可能ではないか。

日本語指導については、JSL カリキュラムで対応できる。

日本語教育の教員免許の設置については、現実の大学の教員養成でも、異文化理解、多文化共生の講座が設置されており、教員養成としては多文化共生教育に対応できているのではないか。教員免許という形では、学習指導要領にその科目がないため、設置は難しいのではないか。

### 4. 全体の感想

文科省：外国人の子どもの教育は、日本人の子どもにも共通する問題と捉えている。外国人の子どもの受け入れを通じて、日本の教育自体を活性化していきたい。

可児市：現場の実態の認識が重要である。さらに、この問題に対する国の機関の関与も重要である。

富士市：各機関の連係が重要。ボランティアだけでは解決できない問題だ。

太田市：勉強に取り組みたいと考えている子どもには、その機会を提供したい。今いる子どもに何ができるかを考えたい。実態調査よりも実践、取り組みのほうが重要である。

美濃加茂市：まちづくりという観点が教育でも重要ではないか。

司会：今回の対話で、文科省、文化庁と外国人集住都市会議の考えは、大きな方向性として同じ方向に向いていることが確認できた。今回の対話の中で明示されたことは、

- ① 市町村は、その取り組むスピードを重視していること
- ② 近年の教育改革、子どもの教育の見直し論議と多文化共生とが議論として結びついていない。  
日本の教育改革の中に、外国人の子どもの教育を組み込むことが重要。
- ③ 理論、実態に基づいた改革が必要。今回の集住都市会議では、NPO との意見交換ができなかったことは残念な点である。NPO との連係は今後も重要ではないか。

外国人集住都市会議 in 豊田  
2004年10月29日  
コミュニティ部会「多文化共生の地域社会づくりに向けて」

参加者：磐田市、四日市市、飯田市、大泉町、浜松市 各首長

総務省自治行政局国際室、外務省領事局外国人課、法務省入国管理局総務課  
コーディネーター：池上 重弘（静岡文化芸術大学助教授）

1. 各都市における取り組み

(1) 大泉町

・概要

全人口 42,200 人 そのうち外国人 6,500 人 外国人の割合 15%（日本一高い外

国人登録割合） 外国人の9割が、ブラジル、ペルー

外国人の集住割合が最も高い区では、外国人が 40%を占める

・これまでの取り組み

平成6年 国際交流係発足 平成7年国際交流課へ

ポルトガル語のできる人材の採用、行政広報の翻訳、発行

住民、外国人住民、行政の三者懇談の実施

2004年 外国人を対象に防災訓練実施

2004年 6月 外国人を対象とした心の健康相談会

2004年 10月 外国人による外国人の実態調査（内閣府の委託）

町作りへの意見

2004年 4月 新たに外国人登録した人を対象に、区長さんに登録者の居住を  
知らせる替わりに、行政サービス等の情報を提供するサービス開始。  
539人中、509人が同意（94.4%）。

その他 日本語講座（カラオケを使って楽しく）

・ 要望

平成5年までの原票回収の期間を、もっと直近まで引き延ばして欲しい

(2) 浜松市

・ 概要

2004年4月1日現在 外国人 23,000 人、そのうちブラジル人 13,000 人 外国人比率  
は、4%。日本で最もブラジル人人口の大きい市

外国人は、地域経済において既に欠かせない状況。外国人の良い面を取り上げて、よ

り豊かにしていきたい。

- ・ 重視している事

- ① コミュニケーション、そのための日本語教育

- ② 地域社会のルールを守って貢う

- ただし、日本のルールそのものを見直す必要もある。例えば、緻密すぎるもの、暗黙のルールなど。暗黙のルールは、明示化しなければ、異文化の人間にはわからない。

- ・ 取り組み

- 地域共生会議 → 集住団地における自治会長、外国人住民、行政の会議

- ブラジル人組織の成立 → 最近までブラジル人による組織は無かった。平成 15 年に浜松ブラジル協会設立

### (3) 四日市市

- ・ 概要

- 外国人 8,084 人 外国人の割合は 2.7%

- 市の南部に公団団地があり、外国人はそこに集住

- 短期滞在・単身型 から 長期滞在・家族同伴型へ

- ・ 取り組み

- NHK の番組取材をきっかけに日系人によるボランティア団体結成 → 日本語、生活様式を教える教室

- 市の国際課にペルーア人を配置。 生活相談、情報通訳

- 小中学生を対象とした日本語協会

- 高校生を対象とした進学ガイダンス

- フットサル交流会

- 団地に国際共生サロン開設

- ハローワークとの連携で出張就職相談会や、年金・福祉の相談会も企画中

### (4) 飯田市

- ・ 概要

- 外国人 3,242 人、うちブラジル人 1,528 人、中国人 929 人、フィリピン 400 人以上  
飯田市の特徴は、中国人が多いこと。かつてこの地域から多くの満蒙開拓団を送ったことが関係。

- ・ 取り組み

- 親と子の日本語教室（親と子が同じ言葉で話せない）

- 日本語ボランティア養成講座（市民）

南信州体験ツアー → 民間団地と連携。居住する地域を理解してもらうためのイベント（伝統工芸、人形劇等）

(5) 磐田市

・ 概要

外国人の割合 5.16%

2005年4月1日合併決定。外国人の人口は、現在の5,000人から7,000人へ

外国人の80%がブラジル人

・ 重視している点

相互理解と交流。どのようにコミュニケーションをとっていくか、一緒に何かをやることにより、窓口となる人が出来る → 交流促進される

交流内容は、日本の伝統芸能等ではなく、より生活に密着した分野で（防災、草取り etc）

・ 取り組み

国際交流サッカー大会（既に4回実施）

市役所共生社会推進室設置 → 2004年から共生社会推進課へ

子育て支援

## 2. 各都市からのコメント、国への要望

(1) 磐田市

磐田市には、ヤマハ発動機があり、外国人を間接的に雇用している。外国人の日本への貢献を率直に認める必要がある。

(2) 飯田市

外国人登録を、住民基本台帳に近づけてほしい。転出の際の届け出を義務化してほしい。

(3) 四日市市

ブラジルには地震が無いため、先般の地震では、一部のブラジル住民の間でパニックが起こった。防災訓練等を行うことはもちろんのこと、情報をいかに伝えるか、受け取るか、考慮しなければならない。

(4) 浜松市

社会保障、教育の問題が大きいが、自治体だけでは対処できない。国の制度改革が必要。それにもかかわらず、国の改革が進んでいない。外国人の問題を総合的に扱う国の体制整備が必要（外務省の海外交流審議会答申にも盛り込まれた）。

(5) 大泉町

省庁横断的な行政機関が必要。外国人登録原票の回収を徹底してほしい。転居届け出を義務づけて欲しい。入管法改正以降のニューカマーを対象に、転居届提出を行う弾力的な運営か、法改正。集住都市は、今後多くの自治体が直面する問題を先取りしている。地域の力だけでは、外国人の問題は解決できない。実態と登録を一致するようにしてほしい（日本人・外国人分けへだてなく、住民にサービスを提供できるようにするため）

3. 国からのコメント

(1) 総務省自治行政局国際室 磯崎

総務省は、集住都市会議を支援する立場にある。現在、自治体と国の意見はかみ合っていない。その理由：

- ① 地方の状況が国に伝わっていない
- ② テクニカルな課題が増えている。従って、法律的にも実現可能な具体的な案を自治体の方から提案して頂きたい。

(2) 法務省入国管理局 松尾

登録制度について、自治体の要望に対する回答

- ① 転出の届け出制一転出の届け出を義務にして欲しいという要望が出ている。現在、転出した外国人は転入先で転入届を出せば、以前居住していた市町村に転出した旨の連絡が行く。しかし、現実には転入先で届けを出さない外国人が多いため、実態と登録の間に乖離が出来てしまっている。制度的には、問題はない。しかも行政サービスは市民の負担を軽減する方向にあるので、実現は難しい。
- ② 居住地での変更登録一家族全員で引っ越しした場合、家族の一人が代表で残りの家族の分も代理申請すれば、家族全員の変更ができる。
- ③ 出国通知一今まで日本に居住していた外国人が出国した場合の連絡は、迅速化している。
- ④ 国保資格喪失処理一外国人登録法に関係の無い事なので、コメントなし。
- ⑤ 外国人登録と住民基本台帳の一元化一経団連や連合からも同趣旨の提言があった。検討の余地有り。

原票の回収について

外国人登録はされているが、居住実態が無い場合に限り、原票の回収を 2004 年 10 月 1 日から 10 月 15 日の期間行った。原票の抹消は、法律上不可能。ただし、運営上の修正は可能。外国人登録の確認登録をしない人は、居住していないという前提の元、平成 5 年までの原票を回収した。全国から約 1 万人分の原票を回収。例え、確認登録に来ない人でも、実は日本に居住している人もいるので、どこま

で回収するか、今後検討。

(3) 外務省領事局外国人課 山口

- ・外国人問題に関して、横断的な省庁を設立することが提案されているが、現在、新たな省庁を作る環境はない。海外交流審議会の答申でも同じ提案が検討されたが、このような状況を踏まえ、答申では「組織」ではなく「体制」とした。
- ・内閣官房に、関係省庁連絡会議が設置されているので、それを利用できないか？
- ・外務省では、日伯領事局長間会議を行っており、社会保障、子どもの教育、ブラジル人学校認可基準の緩和について話し合いの場を設けている。外務省は、直接的には外国人の社会保障や子どもの教育を扱ってはいないが、外国人の受け入れ態勢が整っていないと対外的なイメージを損なうので、注意している。

# 磐田市外国人実態調査 調査票

《最初にあなた自身のことについておたずねします。》

## 【基本属性】

1. 国籍を教えてください (○は1つ)

- ① ブラジル
- ② その他 ( )

2. あなたは日系何世ですか (○は1つ)

- ① 日系1世
- ② 日系2世
- ③ 日系3世
- ④ 日系4世
- ⑤ その他

3. 性別と年齢を教えてください (○は1つ)

- ① 男性
- ② 女性
- ( ) 歳

4. あなたの在留資格は次のどれですか (○は1つ) (外国人登録証の欄をご覧ください)

- ① 永住者
- ② 日本人の配偶者等
- ③ 永住者の配偶者等
- ④ 定住者
- ⑤ 留学
- ⑥ 就学
- ⑦ 研修
- ⑧ 家族滞在
- ⑨ 外交、公用、教授、芸術、宗教、報道
- ⑩ 投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能
- ⑪ 文化活動、短期滞在
- ⑫ その他 ( )

5. あなたは結婚していますか (○は1つ)

- ① 結婚している (配偶者は日本国籍)
- ② 結婚している (配偶者は日本国籍ではない)
- ③ していない

6. あなたにお子さんはいますか お子さんがいる方は、お子さんの年齢を教えてください

1人目 ( ) 歳

2人目 ( ) 歳

3人目 ( ) 歳

4人目 ( ) 歳

5人目、または1番下のお子さん ( ) 歳

7. あなたと同居している人はいますか。

① はい (該当するものに○をつけてください) (○は複数可)

A こども

B 父親

C 母親

D 祖父、祖母

E 祖父母とも同居

F 兄弟、姉妹

G その他 ( )

② いいえ

8. 初めて日本に来た年を教えてください

( ) 年

9. 磐田市の滞在期間(通算期間)を教えてください

( ) 年

10. 通算来日回数を教えてください

( ) 回

11. 初めて来日したときの主な目的を教えてください (○は1つ)

① 働いて貯蓄するため

② 母国で適当な仕事が見つがらないため

③ 日本語や技術を習得するため

④ 親族、友人訪問

⑤ 日系人在留許可がおりやすかったから

⑥ その他 ( )

12. 最終学歴を教えてください

日本の

① 小中学校卒

② 高等学校卒

③ 専門学校卒

④ 大学卒

⑤ その他 ( )

ブラジルの

① Primeiro grau 卒

② Segundo grau 習

③ Superior 習

④ その他 ( )

《あなたのお仕事についておたずねします》

【仕事】

13. 現在、仕事をしていますか

① はい (該当するものに○をつけてください) (○は1つ)

A 直接雇用 (直接、会社や工場に雇われている)

B 間接雇用 (派遣会社などに雇われて会社や工場で働いている)

C 自営業 (事業経営、個人商店)

D 自由業 (個人で専門知識等を活かした職業)

② いいえ (該当するものに○をつけてください) (○は1つ)

A 無職 (仕事をしていないが探していない)

B 専業主婦

C 学生

D 求職中

E その他 ( )

14. 1日の平均勤務時間と休日を教えてください。(はいと答えた方)

1日の勤務時間は平均すると何時間ですか ( ) 時間

1週間のうち休日は何日ありますか。( ) 日

15. 平均月収(手取り)を教えてください (○は1つ) (はいと答えた方)

① 10万円以下

② 10万円以上20万円未満

③ 20万円以上30万円未満

④ 30万円以上40万円未満

⑤ 40万円以上

16. 来日後、転職したことがありますか

① ある ( ) 回

その理由 (該当するものに○をつけてください) (○は複数可)

A より高い賃金を求めて

B 雇用期間の終了により

C 残業の減少により

D 住所の変更に伴い

E 厳しい労働条件により

F 直接雇用にするため

G 解雇された

H工場が閉鎖された  
Iその他( )

\*②ない

17. 仕事に関する悩みはありますか

- ① ある (該当するものに○をつけてください) (○は複数可)
- A賃金が上がらない
  - B日本人より先に解雇される
  - C残業が少ない(減った)
  - D昇給がない
  - E仕事が見つからない
  - Fその他( )

\*②ない

18. 仕事で困ったときは相談しますか

- ① 相談する (どこに相談しますか) (○は複数可)
- A勤務する会社
  - B家族や親戚
  - C同国人の友人知人
  - D日本人の友人知人
  - E同国人の団体や相談機関
  - F行政窓口
  - Gその他( )
  - H相談先がわからない

\*②相談しない

《あなたのお住まいについておたずねします》

【住居】

19. 現在の住まいを教えてください (○は1つ)

- ①民間のアパート
- ②公営住宅
- ③会社が契約しているアパート
- ④会社の寮や社宅
- ⑤持ち家
- ⑥その他( )

20. 住居について満足していますか

- ①満足している
- ②満足していない (該当するものに○をつけてください) (○は複数可)
- A家賃が高い

- B 狹い
- C 古い
- D 近所付き合いがたいへん
- E 騒音・振動が気になる
- F 交通の便が悪い
- G 日当たりが良くない
- H 外国人であることを理由に斡旋や入居を断られる
- I 保証人がみつからない
- J 敷金・礼金の習慣を知らずトラブルが起こる
- K その他 ( )

《保険や、病気・けがをした時のことについておたずねします》

### 【保険・医療】

21. 健康保険に加入していますか

- ① 加入している (該当するものに○をつけてください) (○は1つ)
  - A 国民健康保険
  - B 社会保険
  - C 旅行傷害保険
  - D その他 ( )
- ② 加入していない (該当するものに○をつけてください) (○は複数可)
  - A 事業所で加入させてくれない
  - B 金錢的負担が大きい
  - C 日本の保険制度がわからない
  - D 近日帰国予定
  - E その他 ( )

22. 病気やけがをしたときはどうしますか (○は1つ)

- ① すぐに医者に行く
- ② 薬を買って飲む
- ③ 我慢して様子を見る
- ④ わからない
- ⑤ その他 ( )

23. 病院で困ったことがありますか

- ① ある (該当するものに○をつけてください) (○は複数可)
  - A 医療費の支払いが高額
  - B 診療時に言葉が通じない
  - C 治療を受けたことがない
  - D どこで治療を受ければよいかわからない

Eその他( )

② ない

24. 市の健康診査について(○は1つ)

- ① 受診したことがある
- ② 知っているが受けたことがない
- ③ 知らない
- ④ もっと相談の機会を増やしてほしい
- ⑤ 必要を感じていない

25. 市の健康相談について(○は1つ)

- ① 相談したことがある
- ② 知っているが相談したことではない
- ③ 知らない
- ④ もっと相談の機会を増やしてほしい
- ⑤ 必要を感じていない

26. どのような医療サービスが必要ですか(○は複数可)

- ① 病院などの医療機関についての情報
- ② 病院での通訳
- ③ 健康保険制度についての説明
- ④ 無料健康診断の実施
- ⑤ 医療費の互助制度
- ⑥ その他( )

《日本での生活についておたずねします》

【生活・意識】

27. 日本人とのつきあいはありますか

- ① ある(該当するものに○をつけてください) (○は1つ)
  - A あいさつをする程度
  - B ときどき立ち話をする程度
  - C 一緒に何かしたり相談にのったりする
  - D その他
- ② ない

28. 日本人と今後つきあいをしていきたいですか(○は1つ)

- ① したい
- ② したくない

29. 地域の行事等へ参加したことがありますか。

- ① ある(該当するものに○をつけてください)(○は複数可)
  - A 道路や公園の清掃

- B 地区の祭り
- C 公民館等の講座やイベント
- D スポーツ大会
- E 防災訓練
- F 国際交流イベント
- G その他 ( )

② ない

30. 自治会への加入について教えてください

- ① 加入している
- ② 加入していない (該当するものに○をつけてください) (○は複数可)
  - A 自治会を知らない
  - B 加入の必要を感じない
  - C 言葉がわからない
  - D 会費が高い
  - E すぐに移動していくから
  - F 加入方法がわからない
  - G その他

31. ゴミの分別や、収集日を守っていますか

- ① 守っている
- ② 守っていない (該当するものに○をつけてください) (○は1つ)
  - A 知っているが面倒くさい
  - B 分別や、収集日を知らない
  - C 説明をされたことがない
  - D その他 ( )

32. 日本で差別を受けたことがありますか

- ① ある (該当するものに○をつけてください) (○は複数可)
  - A じろじろみられる
  - B 無視される
  - C バスや電車で、自分を避けるような態度をされる
  - D けなすような言葉をかけられる
  - E 外国人お断りの表示
  - F 仕事を探すとき
  - G 住居を探すとき
  - H その他 ( )
- ② ない

33. 悩みや心配ごとはありますか

\*① ある (該当するものに○をつけてください) (○は複数可)

- A ホームシック
- B ことばが通じない
- C 日本の習慣があわない
- D 日本人の考え方があわない
- E 職場や地域の人間関係
- F 食べ物
- G 母国の家族
- H 子どもの教育や将来について
- I 母国のおいしい食べ物
- J 将来の生活設計
- K 自由時間がない
- L 家族や自分の健康
- M 住居のこと
- N 仕事のこと
- O その他 ( )

\*②ない

34. 情報はどこから得ていますか。(該当するものに○をつけてください) (○は複数可)

- ① 母国語新聞
- ② 母国語テレビ、ラジオ
- ③ 母国語の雑誌
- ④ 日本の新聞
- ⑤ 日本のラジオ、テレビ
- ⑥ 友人、親戚
- ⑦ 母国の店
- ⑧ インターネット
- ⑨ 会社
- ⑩ 広報いわた
- ⑪ その他 ( )

35. 生活の安全に対する不安を感じていますか

① 感じる (該当するものに○をつけてください) (○は1つ)

- A 地震等の自然災害
- B 交通事故
- C 火事
- D 犯罪
- E その他 ( )

② 感じない

36. 災害時の避難所を知っていますか

- ① 知っている  
② 知らない

《市役所が行っているサービスについて、あなたのお考えをおたずねします》

【行政サービス】

37. 市役所が行っているサービスを知っていますか。

- ① 知っている (該当するものに○をつけてください) (○は複数可)

A 広報いわた (ボルトガル語併記 15日粵 救急在宅医)

B 母子手帳の配布

C 健康診査

D 健康相談

E 予防接種

F 児童手当等の支給

G 外国人相談窓口

H 通訳の配置

I ボルトガル語生活ガイドブック

J 磐田市多言語地図

K 国民健康保険、国民年金

L 多文化交流子育て支援センター

M 外国人学習サポート教室

N 外国人児童生徒教育相談員

O 外国人適応指導教室

P 外国人高齢者福祉手当

Q その他 ( )

② 知らない

38. 広報いわたを知っていますか

- ① 知っている (該当するものに○をつけてください) (○は1つ)

A 毎号読んでいる

B ときどき読んでいる

C 読まない

② 知らない

39. 生活するうえでどのような行政情報が必要ですか。

(該当するものに○をつけてください) (○は複数可)

- ① 市役所の手続きに関する事

- ② 外国人学校に関する事

- ③日本の学校教育に関すること
- ④子育てに関すること
- ⑤医療・健康に関すること
- ⑥公共施設に関すること
- ⑦労働・就職に関すること
- ⑧住居に関すること
- ⑨イベントに関すること
- ⑩その他

40. 外国人の意見を行政に伝えるにはどうすればよいと思いますか (○は複数可)

- ① 直接市役所に意見を伝える
- ② 要望書を提出する
- ③ マスコミを通じて伝える
- ④ 行政と外国人の代表者が参加する会議を持つ
- ⑤ アンケート調査を通じて意見を伝える
- ⑥ その他 ( )

41. 行政に望むサービスはありますか

- ① ある (該当するものに○をつけてください) (○は複数可)

- A 日本語教育
- B 子どもの学校への受入
- C 母国語教育
- D 相談窓口の充実
- E 各種案内通知等のポルトガル語表記
- F 通訳、翻訳者の配置
- G その他 ( )

② ない

42. 銚田市は住みやすいと思いますか

- ① 思う (該当するものに○をつけてください) (○は複数可)

- A 治安がよい
- B 自然環境が豊か
- C 住宅環境が整っている
- D 親切な人が多い
- E 子育て環境がよい
- F 働く場所が多い
- G 物価が安い
- H その他 ( )

- ② 思わない (該当するものに○をつけてください) (○は複数可)

- A あきらかに悪い  
 B しづかにかんきょうすくない  
 C じゅうたくかんきょうととのっていらない  
 D にゅうせつな人がすくない  
 E こどもだてかんきょうわるい  
 F はたらくばしょすくない  
 G ぶつかたかい  
 H その他( )

《日本語の習得についてのお考えをおたずねします》

【日本語の学習】

43. 日本語が話せますか

- ① はい  
② いいえ

44. 今後日本語を学習したいと思いますか

① 慶う (どこで、勉強したいですか) (○は1つ)

- A 公民館などの日本語教室  
 B 日本語学校  
 C 勤務先  
 D 独学  
 E ボランティアの個別指導  
 F その他

(希望する学習日を教えてください) (○は複数可)

- A 平日午前  
 B 平日午後  
 C 平日夜間  
 D 土曜日午前  
 E 土曜日午後  
 F 土曜日夜間  
 G 日曜日午前  
 H 日曜日午後  
 I 日曜日夜間  
 J その他

② 患わない (該当するものに○をつけてください) (○は1つ)

- A 難しい  
 B 上達しない  
 C 自分に適した場所がない